

危機管理基本方針

2025年6月改定

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会



目次

第1章 総則

- 1 目的 1
- 2 定義 1
 - (1) 危機
 - (2) 危機管理

第2章 危機管理体制

- 1 危機管理体制の整備 2
 - (1) 危機管理会議
 - (2) 危機管理委員会
 - (3) 専門家の招集
- 2 危機情報の共有および指示 2
 - (1) レベル1
 - (2) レベル2
 - (3) レベル3

第3章 事前対策

- 1 危機管理意識の向上 3
- 2 情報伝達体制の整備 3
- 3 危機管理情報の収集 3

第4章 応急対策

- 1 初動措置 4
- 2 情報の収集・伝達 4
 - (1) 情報の収集
 - (2) 情報の伝達と内容
 - (3) 情報の報告と種類
- 3 危機管理会議の設置および廃止等 5
 - (1) 警戒体制および対処（レベル1）
 - (2) 危機管理会議設置および対処（レベル2）
 - (3) 危機管理会議・危機管理委員会
設置および対処（レベル3）
- 4 動員・配備 6
- 5 応急対策の実施 6
 - (1) レベル1における応急対策
 - (2) レベル2における応急対策
 - (3) レベル3における応急対策

6	報道機関への情報提供	7
---	------------	---

第5章 事後対策

1	復旧対策の実施	8
2	検証および評価	8

第1章 総則

1 目的

この方針は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会（以下「JAF A」という。）が取り組む危機管理の基本的な事項を定め、危機が発生した場合または発生するおそれがある場合に、生命、身体、財産への被害およびJAF Aとしての信頼損失を防止・軽減することを目的とする。

2 定義

(1) 危機

この方針における危機とは、生命、身体、財産およびJAF Aとしての信頼損失に直接的かつ重大な被害が生じ、または生じるおそれのある不測の事態で、次に掲げるものをいう。

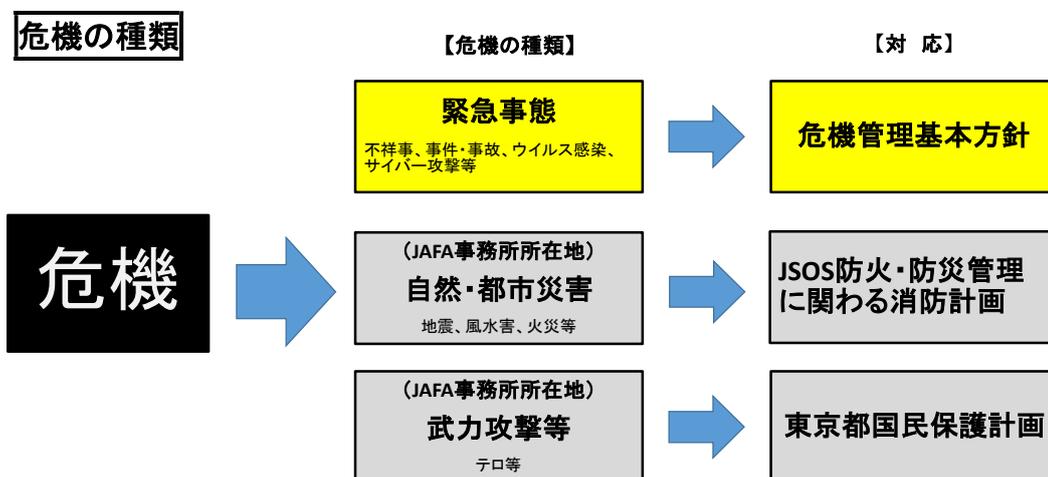
- ア 緊急事態（事件・事故、不祥事、ウイルス感染、サイバー攻撃等）
- イ 自然・都市災害（地震、風水害、火災等）
- ウ 武力攻撃等（テロ等）

なお、被害が直接的・突発的でない「財政危機」などは、この方針から除く。

(2) 危機管理

この方針における危機管理とは、危機からJAF A職員、加盟団体員およびJAF A組織を保護するために、危機による被害および影響を回避し、または最小限に抑制することをいう。

なお、危機のうちJAF A事務所所在地における、自然・都市災害は「JSOS 防火・防災管理に関わる消防計画」、武力攻撃等は「東京都国民保護計画」に基づき対応する。



第2章 危機管理体制

1 危機管理体制の整備

(1) 危機管理会議

危機が発生し、または発生するおそれがある情報（以下「危機情報」という。）を入手した場合は、直ちにJAF A内に「危機管理会議」を設置する。なお、議長はJAF A会長とし、会議員は執行役員とする。

危機管理会議は、危機管理に関する事項について検討し、被害の防止および被害を最小限に抑えるための対応策を定める。

危機管理会議を設置したときは、事後に理事会に報告する。

(2) 危機管理委員会

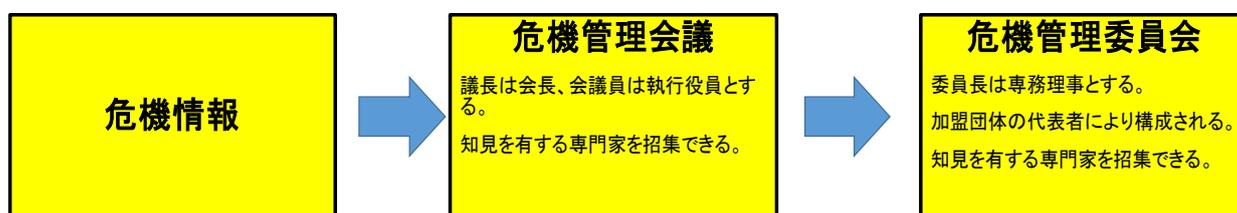
危機管理会議は、被害の及ぶ範囲が相当規模で、JAF A職員、加盟団体員への影響や社会的影響が大きな場合は、被害の防止および被害を最小限に抑えるため、必要に応じて加盟団体より代表者を委員として招集し「危機管理委員会」を設置することができる。

なお、危機管理委員会の委員長は専務理事とし、構成その他運営に関する必要な事項は、危機管理委員長が定めるものとする。

(3) 専門家の招集

危機管理会議および危機管理委員会は、各危機に関する知見を有するものを会議に招集することができるものとする。

危機管理体制



2 危機情報の共有および指示

JAF A理事および職員は、危機情報を入手した場合速やかに危機管理会議に情報共有するものとし、危機管理会議は必要に応じて加盟団体に情報共有するものとする。

危機管理会議は対応策を定めた場合、速やかにJAF A理事、職員および必要に応じて加盟団体に指示を発出するものとする。

第3章 事前対策

1 危機管理意識の向上

危機発生時の被害や影響を軽減するため、常に組織として危機管理意識を持って、想定される危機に備えておくとともに、それに対処すべき体制、人員、資機材および行動の手順などについて、年に一回は理事会において点検・確認し、事前の準備を行っておく。

なお、JAF A 理事および職員は、自らの職務および立場に応じて、常に危機を想定し、その対応策を検討するとともに、訓練や研修などを通じて必要な技術や知識の習得に努めるものとする。

2 情報伝達体制

JAF A 理事および職員が、危機情報を入手した場合、危機管理会議および必要に応じて加盟団体に迅速に情報の収集・伝達が行えるよう、あらかじめ電子メール、WEB 会議または電子機器が使用できない場合の伝達方法の整備を図る。

3 危機関連情報の収集

危機管理会議の母体である執行役員会議は、危機発生に備え日頃から危機関連情報の収集に努め、迅速かつ的確な初動対応を図るほか、業務継続性の確保に向けて取り組むものとする。

第4章 応急対策

1 初動措置

JAJFA 理事および職員は、危機情報を入手した場合、直ちに執行役員並びに職員に携帯電話で連絡を取り合うとともに、電子メールで情報を送信する。

なお、大規模震災等で携帯電話が使用できない場合は、災害用伝言サービスを活用する。

加盟団体が、危機情報を入手した場合、速やかに同様の方法で専務理事に情報を送信する。

2 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集

危機管理会議は危機情報を入手した場合、正確・迅速に情報を収集する。また、危機情報の種類に応じて国および関係機関と密接な連携を図る。

(2) 情報の内容

危機管理会議が収集把握した危機情報は、① 危機の種類 ② 発生場所 ③ 発生時間 ④ 被害状況 ⑤ 関係機関の動き ⑥ 必要な対応の判断・意見等に整理するものとする。

(3) 情報の報告と種類

危機管理会議は収集した情報を、理事会に報告するとともに、国および関係機関より報告を求められた場合、適時報告するものとする。

なお、報告の方法として、被害状況および対応状況について、電子メール、WEB 会議、電話または直接により以下のとおり行うものとする。

ア 速報（概ね1時間以内）

危機情報の種類に応じて速報が必要なものについては、被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、迅速性を第一に、被害の有無やその程度等について概括的に収集したもの。

イ 中間・確定報告

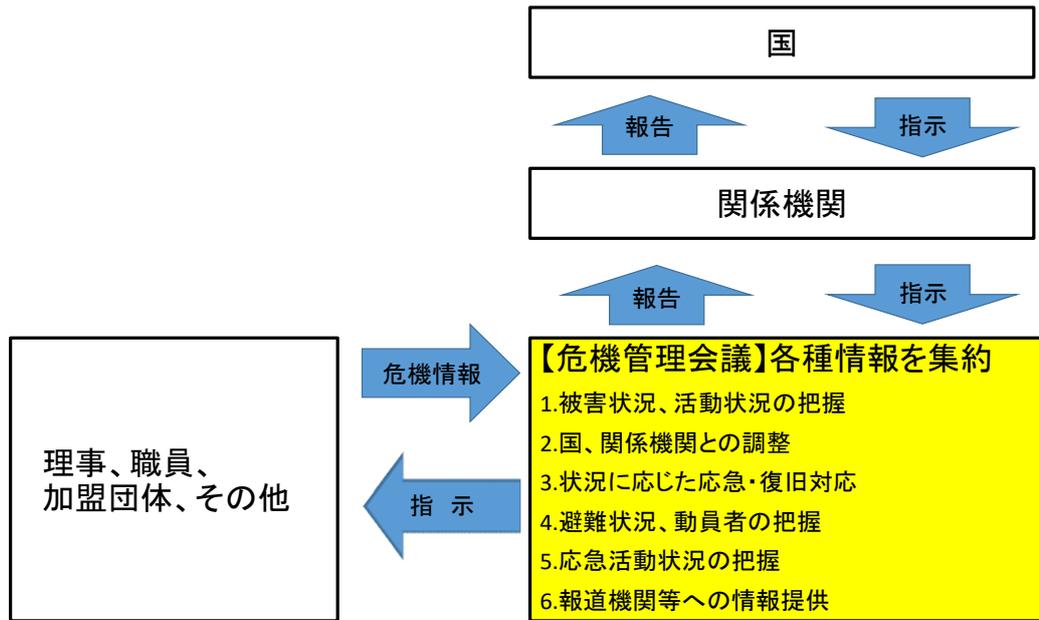
(ア) 逐次、速報の情報に加え、新たに被害状況等が判明次第、その事項に対応状況を加えたもの。

(イ) 危機への対応が長時間にわたる場合の定時的に報告するもの。この場合の報告の時期については、原則として国および関係機関より報告を求められたタイミングとする。

(ウ) 被害の状況が全て明らかになった時点で、最終の被害状況および対応状況を集約したもの。

ウ その他の報告

その他、不祥事などの危機に対する（応急）対策活動等で必要となる情報の把握を行い、上記ア・イを踏まえ適宜報告する。



3 危機管理会議の設置および廃止等

(1) 警戒体制および対処（レベル1）

執行役員会議は、危機情報を入手した場合で、JFA 職員により対処が可能な場合は、通常体制を強化した警戒体制により対処する。

なお、執行役員会議は必要に応じて危機に関連する JFA 委員会委員長の意見を聴取し、行動内容を決定するものとする。

(2) 危機管理会議設置および対処（レベル2）

執行役員会議は、社会への影響の大きな危機情報を入手した場合は、危機管理会議を設置し、危機を警戒する。また、必要に応じて危機に関連する JFA 委員会委員長を加え、収集した情報を分析・検討し、危機への対処方針等を決定する。

なお、応急対策がおおむね終了したときおよび危機が発生するおそれが無くなったと認めるときは、危機管理会議を廃止する。

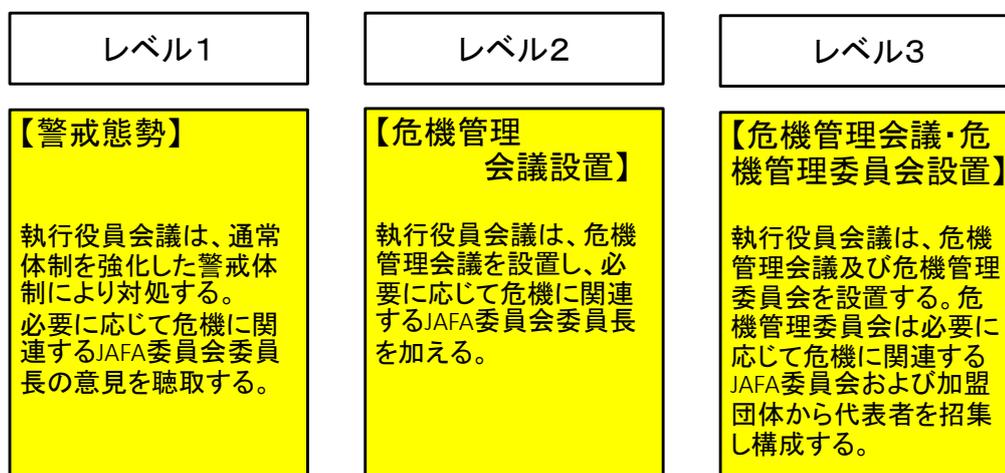
(3) 危機管理会議・危機管理委員会設置および対処（レベル3）

執行役員会議は、社会への影響が甚大な危機情報を入手した場合において、被害の及ぶ範囲が非常に大きく、加盟団体も含めての対応が必要と判断する場合は、危機管理会議および危機管理委員会を設置する。

危機管理会議は、必要に応じて危機に関連する JAF A 委員会委員長を加えて構成するとともに、危機管理委員会は、必要に応じて危機に関連する JAF A 委員会および各加盟団体からの代表者を委員として招集し構成する。

危機管理委員会は、収集した情報を分析・検討し、危機への対処方針等を整理し、危機管理委員会へ報告する。危機管理委員会は、報告された対処方針を検討し決定する。

なお、応急対策がおおむね終了したときおよび危機が発生するおそれが無くなったと認めるときは、危機管理会議および危機管理委員会を廃止する。



危機による影響・被害の拡大

4 動員・配備

JAF A 職員は、勤務時間外に危機情報を入手した場合は、あらかじめ定めた情報伝達網に従い、情報を執行役員会議に伝達する。執行役員会議は危機の状況に応じて、危機管理会議を設置するとともに、動員・配備の指示を行うものとする。

なお、執行役員会議の判断を仰ぐ暇がなく動員・配備を行った場合は、専務理事を通じて執行役員会議に報告するものとする。

5 応急対策の実施

(1) レベル1における応急対策

不祥事等の危機発生時の応急対策は、執行役員会議からの指示により JAF A 職員、危機に関連する JAF A 委員会が対応する。

JAJFA 事務所所在地における地震・風水害・火災による危機発生時の応急対策は、防火・防災管理に関わる「消防計画」に基づき応急対策する。

電子機器からの情報漏洩やサイバーウイルス感染が危惧される場合は、直ちに外部とのリンクを遮断し、執行役員会議からの指示により対応する。

(2) レベル 2 における応急対策

不祥事等の危機発生時の応急対策は、危機管理会議からの指示により JAJFA 職員および関連理事が対応する。

JAJFA 事務所所在地における地震・風水害・火災による危機発生時の応急対策は、防火・防災管理に関わる「消防計画」に基づき応急対策する。

電子機器からの情報漏洩やウイルス感染の応急対策は、直ちに外部とのリンクを遮断し、危機管理会議からの指示により対応する。

危機管理委員会は、必要に応じて危機に関連する JAJFA 委員会委員長を加え、収集した情報を分析・検討し、応急対策を決定する。

(3) レベル 3 における応急対策

不祥事等の危機発生時の応急対策は、危機管理会議からの指示により JAJFA 職員、全理事および加盟団体が対応する。

JAJFA 事務所所在地における地震・風水害・火災による危機発生時の応急対策は、防火・防災管理に関わる「消防計画」に基づき応急対策する。

JAJFA 事務所所在地における武力攻撃や大規模テロ等の危機発生時の応急対策は、東京都国民保護計画に基づく対応を JAJFA 職員、全理事および加盟団体が一丸となり行う。

大規模サイバーテロの応急対策は、直ちに外部とのリンクを遮断し、国、関連機関および危機管理会議からの指示により対応する。

危機管理会議は、加盟団体の代表も参加する危機管理委員会の対応策案を受け、検討し応急対応策を決定する。

6 報道機関への情報提供

報道機関へ提供する情報については、危機管理委員会がその内容、発表時期および方法等について、検討し行うものとする。

なお、国および関係機関との調整が必要なものは、調整の後、報道機関へ情報提供するものとする。

第5章 事後対策

1 復旧対策の実施

危機管理会議は、危機発生後の JAF A 活動や加盟団体活動への影響を最小化するため、必要に応じて国および関係機関と相互に協力して、迅速かつ円滑な復旧対策を推進する。

2 検証および評価

危機管理会議は、発生した危機について、総合的な対応状況の検証および評価を行い、被害の軽減や再発防止対策を推進するとともに、検証および評価した結果を今後の事業運営に反映する。

危機管理会議は、対応状況の検証および評価を行うため、ある程度落ち着いた時点において、対応者・関係者からヒアリングを行い、よりの確な危機対応を図るものとする。

